

第1章 医療費適正化計画に関する基本的事項

1. 計画策定の趣旨

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現してきましたが、急速な少子高齢化や経済の低成長、国民生活や意識など医療を取り巻く環境が変化してきており、国民皆保険を堅持し続けていくためには、国民生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療に要する費用が過度に増大していかないようしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていくことが必要となっています。

このための仕組みとして、平成18年の医療制度改革において、医療費の適正化を推進するための計画（以下「医療費適正化計画」という。）に関する制度が創設され、本県でも、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を設定し、平成20年度から3期に渡って取り組んできました。

こうした中、全国では、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7年にかけて、65歳以上人口、とりわけ75歳以上人口が急速に増加した後、令和22年に向けてその増加は緩やかになる一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、令和7年以降更に減少が加速することが見込まれています。

人口減少に対応した全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築していくことが必要であり、医療・介護の提供体制を支える医療保険制度・介護保険制度の持続可能性を高めていくため、効果的で効率的な医療を提供できる体制を目指した地域医療構想や、保健・医療・福祉などが連携した地域包括ケアシステムの取組などが求められています。

また、医療費適正化についても、医療DXによる医療情報の利活用等を通じ、住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進を図るとともに、医療・介護サービスを効果的かつ効率的に組み合わせた提供の重要性に留意しつつ、取組の目標を設定していくことが求められています。

本県においても、令和12年頃に医療・介護の複合的ニーズを有する75歳以上の高齢者の人口がピークを迎える一方で、生産年齢人口が減少している中、県民が安心して医療を受けられる環境を保っていくためには、県民の生活の質の向上を図りながら、結果として医療費が過度に増大しないよう医療費の伸びを下げしていく必要があります。また、限りある地域の社会資源を効果的かつ効率的に活用することで、良質かつ適切な医療を提供する体制の維持及び確保を図っていく必要があります。このため、第4期高知県医療費適正化計画を策定し医療費の適正化を推進します。

2. 計画の根拠及び位置づけ

- ① 計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づく法定計画です。
- ② 計画は、「県民の健康の保持の推進」と「医療の効率的な提供の推進」を取り組みの主たる柱とし、「高知県健康増進計画（よさこい健康プラン21）」と、「高知県保健医療計画」、「高知県地域医療構想」、「高知県循環器病対策推進計画」、「高知県がん対策推進計画」、「高知県高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画）」、「高知県国民健康保険運営方針」と密接に関連するため、これらの計画と調和が保たれたものとします。

3. 計画の内容に関する基本的事項

計画では、次に掲げる事項を定めます。

- ① 県民の健康の保持の推進に関し、県において達成すべき目標に関する事項
- ② 医療の効率的な提供の推進に関し、県において達成すべき目標に関する事項
- ③ 目標を達成するために県が取り組むべき施策に関する事項
- ④ 目標を達成するための保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項
- ⑤ 県の医療計画に基づく事業の実施による病床の機能の分化及び連携の推進の成果に関する事項
- ⑥ 県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項
- ⑦ 計画期間における医療に要する費用の見込みに関する事項
- ⑧ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑨ その他医療費適正化の推進のために県が必要と認める事項

4. 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

また、高知県健康増進計画「よさこい健康プラン21」等の計画期間との関係は以下のとおりです。

計画名	計画期間	
高知県医療費適正化計画	第3期(H30~R5)	第4期(R6~R11)
高知県健康増進計画「よさこい健康プラン21」	第4期(H30~R5)	第5期(R6~R17)
高知県保健医療計画	第7期(H30~R5)	第8期(R6~R11)
高知県循環器病対策推進計画	第1期	第2期(R6~R11)
高知県がん対策推進計画	第3期(H30~R5)	第4期(R6~R11)
高知県高齢者保健福祉計画(介護保険事業支援計画)	第7期(H30~R2) 第8期(R3~R5)	第9期(R6~R8) 第10期(R9~R11)
高知県国民健康保険運営方針	第1期(H30~R2) 第2期(R3~R5)	第3期(R6~R11)